

フランスの都市自治体における 参加型予算の実践

——レンヌ市における地域民主主義改革(2014-15年)の事例——

中 田 晋 自

- I. 問題の所在
- II. レンヌ市政史の概要と2014年コミューン議会選挙
- III. レンヌ市の地域民主主義改革 (2014-15年)
- IV. レンヌ市の参加型予算
- V. まとめ

I. 問題の所在

(1) 参加型予算の世界的広がり

「参加型予算 (budget participatif)」とは、ジェンロとデソーザによれば「自治体予算の全部ないし一部について、住民がその用途を決定するか、あるいは用途に関する諸決定へ関与するメカニズム」¹⁾と定義される市民参加手続のことであるが、これを初めて導入したのはブラジル南部の130万人都市のポルトアレグレであるといわれ、それは1988年の市議会選挙において、参加型予算の実施を公約に掲げた労働党陣営が多数派を獲得したことから始まった (その翌年導入)²⁾。

同市でのこうした参加型予算の取り組みは、その後世界各国の諸都市³⁾にも広がっていったが、ラテンアメリカ、ヨーロッパ、北米、アフリカ、アジア・オセアニアまでを視野に取めたその「国境横断的研究」に取り組んだサントメール、ハーズバーグ、アレグレッティらによれば、世界の自治体による参加型予算の実施件数は全体で1,269~2,778件と推計されるという (2014年公刊の報告書)⁴⁾。

こうした参加型予算の世界的な広がりを受けて、諸都市におけるその実践状況に関する研究が数多く登場するとともに、バケ、レイ、サントメールは、世界の諸都市で実践されている参加民主主義制度の比較分析という

枠組みにおいて参加型予算を考察している⁵⁾。また、参加型予算の実践がヨーロッパの諸都市にも広がるなか、実態調査に基づくその比較分析を試みる研究書⁶⁾も公刊されている。

(2) フランスの地域民主主義と参加型予算

フランスで参加型予算が広く知られるようになったのは、意外にも同国西部のポワトゥ・シャラント (Poitou-Charentes) 地域圏で「高校における参加型予算」が導入されたときであったといわれる (2005年に試行、翌年から本格実施)。当時当該地域圏議会の議長を務めていた社会党のセゴレーヌ・ロワイヤル (Ségolène Royal) は、その後2007年の共和国大統領選挙に社会党から立候補し、「参加民主主義」を政策の一つとして掲げたことでも知られている⁷⁾。ただしこれは学校施設における運営予算の用途決定に参加型予算を取り入れるという特殊な事例であり、他国との比較の対象となりうる自治体予算への導入事例は、サントメールらの調査に従えば、2001年におけるサンドニ (Saint-Denis) 市とモルサンシュロルジュ (Morsang-sur-Orge) 市が初めてであり、その後2005年までに12件へと増加したとされる⁸⁾。さらに2014年からはパリ (Paris) 市をはじめ、グルノーブル (Grenoble) 市、メツ (Metz) 市、そして本稿が検討の対象とするレンヌ (Rennes) 市といった大都市もそのリストに加わっている⁹⁾。

フランスの場合、こうした市民参加制度の導入は「地域民主主義 (démocratie locale)」の文脈において理解される。すなわち、フランスの国家法において「地域民主主義」という用語が登場するのは1992年の「地方行政指針法」¹⁰⁾であり、この時地方自治体による情報公開制度とコミュニケーションにおける諮問型住民投票 (consultation) が法制化され、2002年の「近隣民主主義 (démocratie de proximité) 法」¹¹⁾は人口8万人以上のすべてのコミューンに「住区評議会 (conseils de quartier)」の設置を義務づけたが、同国の諸都市で導入されている参加型予算も、1990年代以降同国で大きく進展している「参加民主主義の制度化」の一つといえるのである¹²⁾。

ただし、フランスの地方自治体により実施されている参加型予算は、上述の諮問型住民投票や住区評議会とは異なり、国家法上の根拠を有しておらず、現在のところ、各自治体の議会による「議決 (délibération)」に基づいておこなわれている。従って、本稿が検討するレンヌ市の参加型予算が、同市議会による議決に基づいて実施された「地域民主主義改革」(後述)

の一環として導入されたことも、それと同一の文脈において理解される。

(3) 本稿の目的と構成

以上のような問題状況を踏まえた上で、本稿の目的は世界的な広がりを見せるこの参加型予算がフランスの都市自治体においてどのように実施されているのかについて、レンヌ市の事例を採り上げて明らかにすることにある。

そこでまず第Ⅱ節では、本稿が検討の対象とするレンヌ市がどのような社会経済的構造や国の産業政策の下におかれ、どのような政治勢力がその運営を担ってきたのかを確認するとともに、2014年のコミューン議会選挙の結果がどのようなかたちで同市の地域民主主義改革を推し進めることになったのか、その経緯を明らかにする。

つづいて第Ⅲ節では、筆者が2016年の夏に実施した現地調査¹³⁾の成果を踏まえ、レンヌ市のアペレ市政下で作成された『地域民主主義憲章』をやや詳しく紹介することで、レンヌ市の地域民主主義改革（2014-15年）がどのような枠組みで実施されたのか明らかにする。

この改革における最大の注目点はいうまでもなく参加型予算の導入である。そこで第Ⅳ節では、レンヌ市としては初の試みとなった2015年秋からのシーズンにおいて、この参加型予算が実際どのように実施されたのかについて明らかにする。以上の点を明確にした上で、第2シーズンに向け、同市の参加型予算にはどのような課題が残されたのかについて検討する。

II. レンヌ市政史の概要と2014年コミューン議会選挙

(1) レンヌ市政史の概要

レンヌ市は、フランス西部（ブルターニュ半島東部内陸）に位置する人口21万人あまり¹⁴⁾のコミューン¹⁵⁾であり、イレヴィレーヌ（Ille-et-Vilaine）県の県都、そして同県を含むブルターニュ地域圏の州都でもある。同市は1950年代以降、従来の印刷、繊維、食品の各工業に加えて、自動車産業を中心に工業化が進むとともに、鉄道・道路網の発達によってパリとの結び付きが強まるなかで、さらに工業化が促進されていった¹⁶⁾。

こうしたレンヌ都市圏¹⁷⁾における1950年代以降の工業化の進展を支えたのが、1950年代半ばに始まる国の「産業分散（déconcentration /

décentralisation industrielle) 政策」であり、従来は大学・県庁・裁判所・軍などの官庁により特徴づけられる行政都市としての色彩が強かったレンヌ市が、これ以降自動車や電機などの大企業の進出により、一大産業都市として発展していったのである¹⁸⁾。

そして、レンヌ都市圏が産業化のなかにあった1950-70年代に市長としてレンヌ市政を率いていたのがアンリ・フレヴィル（任期：1953-77年）であり、当時のブルターニュはフランス東部（例えばピエール・フリムラン（Pierre Pflimlin）が1953-83年の30年間にわたり市長を務めたストラスブール市）とともに、人民共和運動（MRP）やキリスト教民主主義の最も強力な地盤であった（【資料1】参照）。しかし、1958年に第五共和政が成立して以降、MRPは国政レベルにおいて衰退の一途をたどる一方で（1965年には党中央が休眠状態に）、中山洋平が明らかにしているように、フレヴィル市政自体も1960年代以降「非政治化」「非党派化」「官僚制化」「首長化」のプロセスをたどり、徐々に市長個人の独善的な市政運営が目立つようになるなかで、支持勢力の離反をまねくことになる¹⁹⁾。

結局1977年のコミューン議会選挙では左翼連合リストが勝利を収め、以後今日に至るまで、レンヌ市政は左翼勢力によって主導されている。すなわち、社会党のエドモン・エルヴェを筆頭者とする左翼連合リスト（ブルターニュ民主連合を含む）が1977年、1983年、1989年、1995年、2001年のコミューン議会選挙で勝利し（緑の党は2001年選挙のみ第一回投票から左翼連合リストに参加）、2008年のコミューン議会選挙では、社会党のダニエル・ドゥラヴォ²⁰⁾を筆頭者とする左翼連合リストが勝利を収めたのである。そして、2014年のコミューン議会選挙以降はナタリー・アペ

【資料1】レンヌ市政担当者の変遷（1953年以降）

期 間	市 長	市長の所属党派
1953-1977年	アンリ・フレヴィル Henri FRÉVILLE	人民共和運動（MRP）
1977-2008年	エドモン・エルヴェ Edmond HERVÉ	社会党（PS）
2008-2014年	ダニエル・ドゥラヴォ Daniel DELAVEAU	社会党（PS）
2014年以降	ナタリー・アペレ Nathalie APPÉRE	社会党（PS）

レが市長としてレンヌ市政を率いている²¹⁾。

本稿が検討の対象としているレンヌ市の地域民主主義改革と参加型予算は、まさにこのアペレ市政が2014年コミュン議会選挙の選挙期間中から公約に掲げていた政策である。次項ではこの2014年コミュン議会選挙についてやや詳しくみていくことにする。

(2) 2014年コミュン議会選挙

1. 選挙結果

2014年3月に全国一斉で実施されたコミュン議会選挙（2回投票制）は、地方議会選挙の実施方法に関する新しい制度²²⁾が適用された点で画期をなしている。ただしこの新しい制度とは、「コミュン間協力型広域行政組織（Établissement Public de Coopération Intercommunale）」（以下、EPCIと表記）に加盟しているコミュンでは、コミュン議会選挙の際に、EPCIの議会である共同体評議会のメンバーを兼務する議員を選出するというものであり、コミュン議会選挙の選挙制度自体に変更はない²³⁾。

そしてレンヌ市では、社会党のナタリー・アペレを筆頭者とする左翼連合陣営²⁴⁾のリスト²⁵⁾が第一回投票において1位を獲得し、第3位のエコロジスト陣営²⁶⁾のリスト²⁷⁾とリストを統一して臨んだ第二回投票でも右派・中道右派の「独立民主連合（UDI）」に勝利し、過半数の議席を獲得した（【資料2】参照）。

その後、4月4日に開催されたレンヌ市議会では、リスト筆頭者のアペレを市長に選出するとともに、レンヌ市政史上初の女性市長となったこの新市長は、与党議員のなかから19名の助役を指名し、第15助役に指名されたエコロジストのジャン・マリー・ゴター（Jean-Marie GOATER）が「地域民主主義」を担当することになった。

【資料2】2014年コミュン議会選挙（レンヌ市）の結果

第一回投票：2014年3月23日実施（各リストの筆頭者名）

①アペレ（Nathalie APPÉRE）	左翼連合	35.57%
②シャヴァナ（Bruno CHAVANAT）	右派・中道右派	30.12%
③トゥリエ（Matthieu THEURIER）	エコロジスト	15.09%
④ドゥメロン（Gérard DE MELLON）	国民戦線（FN）	8.37%

第二回投票：2014年3月30日実施（各リストの筆頭者名）

①アベレ (Nathalie APPÉRÉ)	左翼連合	55.83%
②シャヴァナ (Bruno CHAVANAT)	右派・中道右派	44.17%

2. 第二回投票へ向けた政策合意

この第二回投票へ向けた左翼連合リストとエコロジストのリストを統一するための政策合意は2014年3月24日に成立し、『レンヌ市のための共同プロジェクト』²⁸⁾としてまとめられたが、その第一項目「地域民主主義」において確認されているのが『地域民主主義憲章』(後述)の策定である。すなわち、この政策合意は「任期の1年目から早速憲章を共同作成するための地域民主主義会議を組織する」とし、当該憲章は「住民との事前協議および住民の参加に関するあらゆる方法(すべてのレンヌ市居住者に開かれた住民発議の住民投票、住区評議会、公共サービスに関する協議・方針策定の場の公開など)を明確にするものとなる」としているのである。

またこの政策合意はレンヌ市に設置されている「住区評議会」についても言及しており、「各住区評議会に住民から選ばれた共同議長(住民)をおく」と述べるとともに、「参加型予算を推進するなかで、住区評議会の予算は増額され、例えば当該住区の施設整備のような〔レンヌ市の〕投資的予算と関連づけられるべきである」としている²⁹⁾。参加型予算についてはさらに「投資的予算の5%について市全体を範囲とする参加型予算が設置される」と述べている。

レンヌ市では、すでに1991年には市議会での議決に基づいて住区評議会が設置され、住民からの意見集約をおこなってきたが、2002年の近隣民主主義法³⁰⁾に基づいて住区評議会制が導入されたのに伴い、2003年に同法を根拠法とする13の住区評議会が設置されている³¹⁾。

このコミュン議会選挙に向けた両陣営の政策綱領を見ると、アベレ率いる左翼連合リストが地域民主主義改革にまったくといっていいほど関心を寄せていないのとは対照的に、エコロジストのリストは住区評議会への決定権限や予算の付与を含む、積極的な地域民主主義改革を提案しており、このリストの統一に向けた政策論議において、エコロジスト陣営が地域民主主義改革の明文化を積極的に働きかけたものと想像される。この点に関わって、2008年のコミュン議会選挙における第一回投票では得票率が8.93%にとどまったため、選挙法の規定³²⁾により第二回投票に進出できなかったエコロジスト陣営³³⁾が、2014年コミュン議会選挙の第一回投票

では15.09%を獲得したことにより、第二回投票に進出し、左翼連合リストとの間でリスト統合に向けた交渉に臨むことができたことも、エコロジスト陣営の要求実現を後押ししたものと考えられる。

ともあれ、両陣営の政策合意に基づいて『レンヌ地域民主主義憲章』³⁴⁾(以下、地域民主主義憲章と表記)の起草に向けた「地域民主主義会議 (Les Assises de la démocratie locale)」が2014年10月から2015年1月にかけて開催され、2015年3月9日、レンヌ市議会がその最終案を採択した。

レンヌ市におけるこの地域民主主義憲章は、2014年4月に成立したアペレ市政がどのような地域民主主義改革を目指しているのかを明確にしたものであるが、とりわけ注目すべきは、この憲章が市の2016年会計に向けた予算編成において初めて実施されることになった参加型予算の手続についても規定している点である。

レンヌ市における参加型予算の取り組みは、2015年の秋から実施されたが、同市では初めての試みであったこともあり、プレスでも採り上げられるなど話題になった。例えば、「西フランス」紙はこの時アペレ市長にインタビューを行っており、市長はこの新しい取り組みを同市の地域民主主義にとって「一つの小革命」と呼ぶとともに、「市民と自治体の活動を融合させる一手段」と位置づけている³⁵⁾。この新しい市民参加手続はどのような枠組みのなかで設置されたのか。節を改めて検討していく。

III. レンヌ市の地域民主主義改革 (2014-15年)

(1) 改革の基本原則

1. 5つの基本原則

2014年に成立したレンヌ市のアペレ市政は、地域民主主義会議を通じて刷新されることになった同市における一連の市民参加手続(後述)に「市民製 (Fabrique Citoyenne)」³⁶⁾のラベルを付すとともに、それを文書化した地域民主主義憲章では、その冒頭において次のような5つの基本原則が列挙されている³⁷⁾。

①倫理性

市民参加空間に身を置くなかで、住民とレンヌ市を始めとするパートナーたちは民主的で共和主義的な諸原理を共有する(自由、平等、友愛、連帯、非宗教性、他者の尊重、反差別)。

②透明性

レヌヌ市は、各種市民参加手続の目的や提起されている参加のレベル、スケジュール、決定プロセスの広報に注力し、その取り組みを可視的にアクセス可能なものにしていく。

③平等性

市民参加の諸手続に活力を与えるためには、住民や諸アクターの多様性が重要であり、市民一人一人が、その居住住区や年齢、社会階層や出自、ハンディキャップの有無や出生地、さらには時間的余裕の有無に関わりなく、各人の希望に応じて参加できるようにする。

④個人の尊重

各人は自由に自らの考えを表明し、一般意思の形成に向けて他の住民に自らの視点を対峙させることができる。市民参加手続を機能させるためには個人の発言権を尊重する姿勢が欠かせない。

⑤継続的な改善

地域民主主義憲章と市民参加の諸手続は固定的なものではなく、継続的な改善のプロセスのなかであり、市は過去の取り組みのなかから教訓を得て、対応策を提案していく。

2. 4つのアクター

また、同憲章は地域民主主義の一連のプロセスにおいて、次の4つのアクターを想定しているとする³⁸⁾。

- ①住民：地域民主主義はすべてのレヌヌ市居住者および利用者に開かれており、国籍や成人年齢に関する制限は存在しない。
- ②アソシエーション、諸組織あるいは諸集団（法制上の区別とは無関係）
- ③公的機関および官民の経済的アクター
- ④レヌヌ市（当局）：市議会議員には、普通選挙により与えられた役割・責任・諸権限を通じた調停者の役割。

3. 市民参加の4段階

さらに、同憲章は市民参加を次の4つにレベル分けしている³⁹⁾。

- ①情報提供（市の事業に関する情報提供）
- ②意見聴取（アンケートや討論会を通じた意見集約）
- ③事前協議（例：施設整備事業に関する事前協議）

市のプロジェクトや問題提起、あるいはなんらかの目標をめぐる集団的な検討作業は住民に託される。市はその枠組みをセッティングするが、重要なのは的確で持続性のある提案にたどり着くことであって、それはなにが何でも合意点を探ることを意味しない。

④共同構築（例：参加型予算）

共同構築とは市民参加の協同的な手続。一般的には白紙の状態から始めて、様々なパートナーとともに創造的なプロセスに参画するなかで、プロジェクトのアイデアを生み出していく。

なお、地域民主主義憲章は今回の地域民主主義改革における主な変更点を列挙している⁴⁰⁾。そこでは、2014年コミュン議会選挙に向けて上述のエコロジスト陣営が主張していた住区評議会の構成の変更が明記されているが、本稿にとってとりわけ重要なのは、「市の投資的予算の5%に相当する額の参加型予算の設立」が規定されている点である。この参加型予算を含め、地域民主主義憲章はどのような市民参加の諸機関と諸手続の設置を定めているのか。項を改めて、明らかにしていく。

(2) 市民参加の諸機関と諸手続

1. 市民参加の諸機関

地域民主主義憲章は、地域民主主義の活性化を目指し、市民が意見表明する場として市民参加諸機関の設置を推進するとし、その主要なものとして、まず住区総会（L'assemblée de quartier）と住区評議会（Le conseil de quartier）を挙げている。レンヌ市はすでに1983年から住区レベルにおける市民参加の手続を実施してきたが、2003年以降は13ある住区に住区評議会を設置し、同評議会が同市の地域民主主義における近隣レベルの中心的機関となっている（住区評議会の創設を定めた近隣民主主義法は上述の通り、2002年に成立している）。

①住区総会

住区総会は、住区担当の市議会議員と共同議長（住民）とにより共同で議事運営され、すべての人に公開され、少なくとも年に2回開催される。

同総会の役割は以下の通り。

➤住区評議会の立ち上げと改選

- 住区や市全体に関わるプロジェクトについての情報提供
- 住区に関わるプロジェクトや公共政策に関する意見交換にできるだけ多くの人を集め、議論をおこなう
- 住区評議会からなされた提案に関する検討
- 住区評議会の年次報告書に関する検討と次年度に向けた事業方針の策定

②住区評議会

同評議会の役割は以下の通り。

- 当該住区の住民や利害関係者の懸念等について検討するとともに、これらに対する回答を提案し、市とともにプロジェクトの共同構築をおこなう。この資格において、住区評議会は意見書を作成し、参加型予算におけるプロジェクト提案のプロセスに参加する。
- 当該住区レベルにおける情報提供や討論の日時の調整
- 住区総会の準備、作業グループやテーマ別委員会の活動の組織
- 住区評議会の活動資金の管理

住区評議会の議長職は当該住区担当の市議会議員と1名の住民代表とにより共有される。この共同議長(住民)は当該住区評議会のメンバー(住民選出枠)から選出される。住区評議会は、共同議長(住民)を含め、市議会任期の半期で改選され、住区評議会のメンバー(41名)は、住区担当の市議会議員1名と住民(20名)および当該住区の利害関係者(20名)により構成される。

住区評議会は2つの選出枠から構成される。

- 住民選出枠：パリテ(男女同数)に配慮し、半数を立候補者(10名を越えた場合は抽選)、残りの半数を当該住区居住者から抽選で選ばれた住民とする。
- 住区利害関係者枠：当該住区にコミットしている多様なパートナー(アソシエーションや各種団体、経済的アクターなど)をメンバーとする。

議決権を持たない住区評議会の常任メンバーとして、他の市議会議員や社会活動への出資者、当該地域に関わりのある多様なパートナーや公的諸機関(例えば学校関係者)が招集される。住区評議会はまた必要に応じて専門的な知識を有する者を招集し、意見を聴取することができる。

以上、住区総会と住区評議会という2つの市民参加諸機関についてみてきたが、地域民主主義憲章は、各住区評議会に対し、特定のテーマに関する委員会の設置を認めている。これらの委員会は住民および住区の諸アクターなどすべての人に対して公開でおこなわれることになっている。

また同憲章は、住区総会と住区評議会以外にもレンヌ市が設置する市民参加諸機関を列挙している。

③諮問評議会 (Les comités consultatifs)

2002年の近隣民主主義法により、都市コミューンは当該コミューンの市域全体ないし一部に関わるあらゆる利害問題について、諮問委員会を創設することができる。市長の提案に基づき、市議会と同委員会のメンバー構成を定めるとともに、市議会議員のなかから同評議会の議長を指名する(市議会の任期中)。これらの委員会は、市議会議員、アソシアション、職能団体、住民、そして利用者により構成され、地域レベルの諸政策を協力して策定・実行する。各委員会は自らの活動様式を定める。

諮問評議会の任務：

- テーマごとにアクターのネットワークを活性化させ、調整する。
- 意見書および提案書を策定する。

2015年については、市のプログラムの開始に際して、次の諮問委員会が設置される。

- 人種差別主義や社会的差別と闘い、社会的平等を追求する「複数性のなかのレンヌ」諮問委員会
- 女性と男性の平等委員会
- 非宗教性諮問委員会
- 市政へのアクセス委員会
- 交通問題評議会
- 健康—環境諮問委員会

その他の諮問委員会は、地方公共団体法典が規定しているように、市議会の議決に基づいて設立可能である。

④市民評議会 (Le conseil citoyen)

都市と都市の結束の計画化に関する2014年2月24日の法律⁴¹⁾は、都市政策 (la politique de la Ville) を実施する優先住区に市民評議会を設置すると定めている。抽選で選出された住民とアソシアションおよび

地元諸アクターの代表者からなる同評議会は、都市契約 (contrat de ville) の策定・実施・評価をおこなうとともに、提案や発議の場を創出し、都市契約を主導する諸機関における住民の地位を保障することで、市民のダイナミズム強化を目指す。自律的で自立的な市民評議会が他の市民参加諸機関を補完している。

市民評議会の構成と活動様式は、2015年の前半期にレンヌ・メトロポール (注19を参照) が都市契約を策定するなかで決定される。

⑤利用者委員会 (Les comités d'usagers)

市の施設利用者やその他のアクターとの間で意見交換をおこない、様々な提案をおこなう場。同委員会は社会医療分野 (積極的連帯手当 (RSA) の利用者、高齢者介護施設の社会生活評議会、社会的レストラン「ルベルディ」) などの分野において設置される。

その他にも、事前協議や意見調整をおこなう機関が設置される場合があるが、諮問委員会としての地位は有していない (例: メンタルヘルスや高齢者、生物多様性、教育などの諸分野)。これらの委員会には、住区の諸機関と連携して、住区レベルの諸活動を発展させることが期待される。

2. 市民参加の試行的な取り組み (4つの軸)

地域民主主義憲章は、市当局と市民との関係の「文化的変革」を目指し、公的活動のあり方を刷新するための試行的な取り組みを、次の4つの軸を中心に展開していくとしている。

①レンヌ市居住者向け市民参加手続の一般化:

重要なのは、住民たちの慣習知を現場の活動に生かすことである。道路整備や公共空間整備の諸事業に関して情報提供をおこなうための会合では十分ではないため、今後は戸別訪問や事前の手続、さらには現地での対話を展開していく。

②住民との共同を広げていくための活動様式の多様化:

会合の開催形態や活動の推進方法について、われわれは住民の知恵や知識をより一層動員可能なものにしていく必要がある。

③デジタル技術の活用強化:

様々な市民参加の方式 (情報提供、意見聴取、事前協議、共同構築) にデジタル・ツールが必要となっている。そのために重要なのは、市

民に対応するためのコミュニケーション手段の整備であり、透明性と情報へのアクセス（オンラインでの情報公開など）の改善であり、オンラインでの市民参加（アンケート、投票、熟議フォーラムなど）の推進であり、市のプロジェクト（施設整備、都市整備など）を可視化し、ネット掲示板を活用することである。

④各地域の政策に関する現地での意見交換：

住区の諸機関は、特定のテーマや地域に関する政策の検討作業に関与することができる。地域レベルの政策については、現場レベルでの検討作業や評価を経た上でおこなわれるべきである。

3. 市民参加の諸手続

地域民主主義憲章は、以上4つの軸に重点を置いて市民参加諸手続に関する試行的な取り組みを進めていくとしているが、市が進めているプロジェクトについて住民の意見を聴取する際、すでに2つの方法（政策決定型住民投票と諮問型住民投票）が国家法のレベルで制度化されている。その意味で、同憲章による下記の提案は追加的・補完的なものである。

①市議会において傍聴者が質問するための時間の設定

2014年に採択されたレンヌ市議会の新しい内規では、レンヌ市居住者が市議会の公開の場で発言や質問をできるようにした。その申請は市議会の読会開始12時間前までにおこなわれる必要がある。

②市議会への説明要求

レンヌ市住民は、市が権限を有するテーマに関する質問や提案、あるいは住民への意見聴取の組織を市議会の議題とし、審議をおこなうよう申請することができる。

市議会への議題提案は次の条件で可能となる。

- レンヌ市居住者1,000名の推薦署名
- テーマが市の権限領域にあること
- 地域民主主義憲章の価値観との両立性

このプロセスはコミューン議会選挙の投票日から起算して6カ月前、他の各種議会選挙の投票日から起算して3カ月前の時点で、一時中断される。

③市の発議による住民投票

市は市の権限に関するあらゆるテーマについて、市議会が下す諸決定

を明確におこなうための意見聴取を組織することができる。

④市民鑑定人 (expertise citoyenne) の任務

住民および市民参加機関は、市に対して、第三者による監査ないし調査の実施を申請できる。その目的は市の権限領域に関連し、地域民主主義憲章の価値観と両立したものである必要がある。

次の2つのレベルの鑑定が申請可能である。

➤住区レベルのプロジェクト：提案にあたっては、関係する住区評議会の過半数のメンバーから賛同を得る必要がある。

➤市全体または1つの住区のレベルを超えるプロジェクト：提案にあたっては、少なくとも3つの住区評議会の50%のメンバーから承諾を得る必要がある。

申請があり次第、市議会がこれを検討する。

市の年次予算についてはこの申請の対象外とする。

いま見てきた4つの試行的な取り組みとは別に、地域民主主義憲章が設置を定めているのが参加型予算である。同憲章においてそれはどのように規定され、実際どのように実施されていったのか。節を改めて検討していく。

IV. レンヌ市の参加型予算

(1) 参加型予算の規定と実施

1. 参加型予算に関する規定

地域民主主義憲章によれば、レンヌ市は市の2016年予算のうち、投資的予算の5%に相当する額について、その用途を参加型予算で決定するとしている（その用途案については、2015年からレンヌ市の住民、アソシエーションまたは諸団体、そして市民参加諸機関を対象として募集）。

同憲章は、提案された用途案を次のような優先的テーマ（市が優先的に取り組むべき施策）で分類としている。

- 公共空間の整備：近隣の公共空間、共有庭園、建物に隣接した庭園、近隣でのスポーツ（試合やチームの組織）、公共空間の美化
- 交通と道路の共有：無公害交通の開発、近隣の施設整備
- 環境：エネルギーの管理と生産、革新的な取り組み、生物多様性の

発展

- シチズンシップ：社会的紐帯や共生を強化する様々な措置
- 連帯：社会的イノベーション、社会的経済および連帯経済、食料廃棄との闘い
- 社会的差別との闘い、男女平等
- 文化：市内の芸術推進、アマチュア芸術活動の支援

その後、提案された使途案は次のようなプロセスで審査・検討を受けることになるが、その際重要な役割を果たすのが、市議会議員、第三者、住区評議会の代表により構成される「監査委員会 (comité de suivi)」であり、同憲章によれば、この委員会がこのプロセスの展開をフォローする役割を担うという。

①使途案の集約：

使途案が募集される。広報活動がおこなわれ、使途案のプロジェクト化を支援する仕組みが設置される。これらの使途案は住区ないしは市全体の要請に応えるものとなる。

②市の関係部局による使途案の技術的・財政的評価：

技術的な検討に際しては、次の基準が考慮される。

- 地域民主主義憲章における価値観との両立性
- 市の諸権限との適合性
- 市が取り組むべき優先的テーマとの適合性
- 使途案の受益者ないし利害関係者の数
- 持続可能な開発（社会的・環境的基準、社会的有益性、持続可能性）
- 運用のコストおよび経済的持続性

③市民参加諸機関への意見聴取：

様々な使途案について、関係する諮問委員会および住区評議会は意見を求められる。

④レンヌ市居住者に付託されるべき使途案の選定：

監査委員会は、使途案の技術的・財政的評価と参加諸機関からの意見を踏まえ、その選定をおこなう。

⑤以上のプロセスにおいて選定された使途案は、住区レベルと市全体のレベルに区分されたあと、レンヌ市居住者の投票に付託される。

ここで選ばれた使途案（プロジェクト）はその後の監査および評価の対象となる。

以上みてきたレンヌ市の参加型予算は、地域民主主義憲章が定めている通り2015年の秋から第1シーズンが開始され、その成果を踏まえ、すでに2017年予算の編成に向けた第2シーズンが2016年の秋から開始されている。同市の参加型予算としては初めての試みとなった第1シーズンは、実際どのようなプロセスで実施されたのか。より具体的に検討していくことにする。

2. 参加型予算の実施

レンヌ市の参加型予算は、地域民主主義憲章で定められたとおり、市の投資的予算の5%（350万ユーロに相当）という上限を設定した上で、その用途について市民からアイデアを募集するとともに、これを市の関係部局や市民参加諸機関が幾つかの基準に照らして審査し、絞り込んだものについて市民が投票をおこなって、最終的な用途（政策）が決定する市独自の市民参加手続である。この手続が実際どのように実施されていたのか明らかにするため、ここでは、2016年予算に組み入れるため、2015年の秋から開始された第1シーズンがどのようにおこなわれたのかを、幾つかのデータとともに紹介していく⁴²⁾。

①使途案の集約：2015年11月2日－30日

提案された使途案：992件（提案者：459の個人・団体）

➤テーマ別内訳

●公共空間の整備、近隣の公共空間	28.83%
●共生	19.25%
●交通と道路の共有	18.65%
●環境	17.04%
●文化と文化遺産	12.20%
●連帯	4.03%

➤対象領域別内訳

●レンヌ市全体	36.79%
●市内に13ある住区のいずれか	63.21%

②ネット投票に付託されるべき使途案の選定

- 市の関係部局による使途案の技術的・財政的評価
- 監査委員会による審査
- 諮問委員会および住区評議会からの意見聴取

投票に付託された使途案：241件

③「市民アゴラ (agora citoyenne)」(市役所前広場)の実施

④レンヌ市居住者によるネット投票：2015年2月25日－3月6日

投票総数：74,827票 (投票者数6,791名：人口の3.5%)

採択された使途案：54件

こうしてネット投票により採択された使途案54件が市議会へ提出された(2015年3月14日)。そのうちレンヌ市全体に関わるものは20件であり(37%)、そのテーマ別内訳は以下の通りとなっている。

●公共空間の整備、近隣の公共空間	7件
●文化と文化遺産	4件
●交通と道路の共有	3件
●環境	3件
●共生	2件
●連帯	1件

市議会に提出された54件の使途案のうち、主だったものとしては「自転車専用道」や「ベビーカー専用レーン」あるいは「庭園」などの整備が挙げられる⁴³⁾。

(2) 参加型予算の評価

1. 参加型予算の要件

ところで、レンヌ市において2015年秋から第1シーズンが開始された参加型予算は、文字通り「参加型予算」と呼ぶに値するものなのであろうか。ヨーロッパの参加型予算について比較分析を試みたサントメール、ハーズバーグ、ロックは、比較検討の対象とする市民参加制度を特定するため、参加型予算を「公的財政の構想ないし再配分への参加を議員ではない市民に認める市民参加手続」と一般的に定義し、さらに次の5つの基準を提示することで、その要件を明確にしている⁴⁴⁾。

①財政問題に関する議論がなされているか。

何か施策を実行するには人的・金銭的手段が必要である以上、財政問題は避けて通れない。参加型予算の特徴は、これを本質的な問題として正面から取り組み、限られた予算を管理していく点。

②当該コミューン全体を対象とした予算の使途を扱っているか。

住区レベルに細分化した少額の予算について各住区で使途を議論する

のではなく、予算を一つにまとめて、コミュニティ全体で会合を開き、その用途を議論すべき。

③参加型予算のプロセスが定期的に繰り返し実施されているか。

予算の用途に関する1回限りの臨時集會や住民投票をもって参加型予算とはいわない。

④参加型予算のプロセスに全体会や特設フォーラムなどでの公的討議が含まれているか。

市の財政に関する一方向的な意向調査は参加型予算ではない。

⑤参加型予算の推進者はこの手続の結果を報告しているか。

討議の結果が公開の対象とならない市民参加手続は参加型予算とはみなされない。

以上の要件を踏まえると、レンヌ市の参加型予算はこれを満たしていることが確認される。ただし、同市の実施プロセスでは市役所前広場において開催されたとされる「市民アゴラ」が基準④を十分に満たすものでないならば、この市民参加手続は単なる意向投票に墮してしまうだけに、第2シーズン以降もその生命線である「市民アゴラ」の活性化が求められる。

2. 残された課題

レンヌ市が参加型予算（第1シーズン）にかけた費用は16万8千ユーロで、そのうち広報費は5万ユーロ（約30%）であったとされる⁴⁵⁾。しかし上述のように、ネット投票に参加した者は6,791名（人口の3.5%）にとどまっており、今後の課題として残されている。

この点に対するレンヌ市議たちの評価は与野党で割れている。すなわち、与党・共産党の議員団長でレンヌ南部の2つの貧困地区を担当するエリック・ベロッシュ（Eric BERROCHE）助役は、「ルモンド」紙の取材に「一部の人のためには、ネット投票に際して理解しておくべきことが複雑であること、言語の問題が障害となっていること、ごく単純にすべての人がメールアドレスを持っているわけではないという事実」を指摘して、多くの人が今回の投票に参加しなかった理由を説明し、「やり方を改善する」上でのヒントにすればよいとし、市の担当部局も投票期間の延長が必要との見方を示したのに対し、右派・中道派議員団のリーダーであるベルトラン・プルヴィエ（Bertrand PLOUVIER）議員は「これらの用途案はどれも以前住区評議会ですでに提案されたものに他ならず、何か新しいことが提案さ

れたわけではない」と、より厳しい見方を示しているのである⁴⁶⁾。

この点について、「フィガロ」紙もアペレ市長に対するインタビューのなかで同様の質問をおこなっており、市長は次のように反論し、第2シーズンに向けた改善が図られていることを強調している。すなわち、参加型予算を実施しているフランス国内の「他の都市と比較すると、その参加率は成功の部類に入る」のであり、「初めての試みとしては成功」であった。そして第2シーズンに向けては、第1シーズンで試みた「市民カフェ (cafés citoyens)」を実施するつもりであり、そのねらいは「使途案を提起したいと考えている住民」と対話することにある、と⁴⁷⁾。

なお「フィガロ」紙による市長へのこのインタビューでは、参加型予算において採択された使途 (新たな施策) を維持するためにかかるコストについても質問が向けられている。これに対して市長は、そもそも「実施費用が高額にのぼるアイデア」は最初から不可としており、例えば雇用創出のみを目的とするような使途案は禁じられていると述べるとともに、とりわけ「庭園の整備に関する使途案」については、その維持管理を「市の庭園管理事業」に統合するつもりであるとしている⁴⁸⁾。

V. まとめ

以上のように、本稿は1980年代のブラジル・ポルトアレグレ市を起点として世界各国の諸都市へと広がっていった参加型予算が、今日ではパリ市を含むフランスの諸都市でも実施されるようになってきていることを踏まえ、フランス西部・ブルターニュ地域圏の州都レンヌ市においてはどのように実施されているのかについて明らかにしてきた。

まず第II節では、本稿が検討の対象とするレンヌ市が、第二次世界大戦後どのような社会経済的構造や国の産業政策の下におかれ、どのような政治勢力がその市政運営を担ってきたのかを確認するとともに、2014年のコミューン議会選挙の結果がどのようなかたちで同市の地域民主主義改革を推し進めることになったのか、その経緯を明らかにした。その結果、戦後の高度経済成長期とほぼ重なる1953-77年の24年にわたり同市の市政を担ってきたフレヴィルのMRP市政に代わり、1977年コミューン議会選挙以降今日に至るまで、同市は左翼連合陣営が市政を率いてきたことが分かった。そして、2014年コミューン議会選挙においても、アペレ率いる

左翼連合リストが勝利して市政を獲得したが、第二回投票へ向けエコロジスト陣営とリストの統合を図った点で、前回(2008年)のコミュニケーション議会選挙と大きく状況が異なっていた。その結果、2014年の場合には、リスト統合とそれに向けた両陣営の政策交渉がおこなわれ、エコロジスト陣営が選挙公約に掲げていた「地域民主主義改革」がアペレ新市政の政策の一つとなる条件が形成されることになったのである。

このように、2014年コミュニケーション議会選挙の過程で地域民主主義改革がアペレ新市政の政策の一部となったことを踏まえ、第Ⅲ節では同市政下で作成された『地域民主主義憲章』を詳細に検討し、レンヌ市の地域民主主義改革(2014-15年)がどのような枠組みで実施されたのかについて明らかにした。そして、この改革における最大の注目点が参加型予算の導入であったことは言うまでもない。そこで第Ⅳ節では、レンヌ市としては初の試みとなった2015年秋からの第1シーズンにおいて、この参加型予算が実際どのように実施されたのかについて明らかにするとともに、2016年秋からの第2シーズンに向けた課題として、どのような指摘があるのかについても紹介した。

それはとりもなおさず、第1シーズンにおけるネット投票への参加率が決して高いとはいえなかったことである。なかには「7歳の子どもも使途案を提案した」⁴⁹⁾といったエピソードがあるとしても、市民全体の取り組みとはなっていないというのが実態であろう。しかしその原因は、市長や市の職員が指摘しているような、この新制度に対する認知度や投票期間の問題ではなく、市民参加手続の最後のプロセスをレンヌ市住民全体に開かれた参加・不参加自由の投票に委ねるといふ、レンヌ市が採用した制度設計そのものにある可能性がある。

もしそうであるとすれば、その改善に向けて求められるのは、世界各国の諸都市で実践されている参加型予算の比較事例の蓄積とそれに基づく理論的分析を通じた、より望ましい参加型予算の仕組みの解明ということになるろう。

本稿の冒頭で述べたように、ブラジルのポルトアレグレ市を起点とする参加型予算の試みは、その後世界各国の諸都市へと広がり、今日ではフランスの諸都市においてもその実践が観察可能である。その意味で本稿はレンヌ市を対象フィールドとする事例研究であるといえるが、レンヌ市以外にも、メッス市やグルノーブル市、そしてパリ市においてこの取り組みが

おこなわれている。従って、今後に残された研究課題は、一方ではそうした比較事例研究やそれに基づく理論研究を整理し、世界各国、とりわけフランスの諸都市における参加型予算に関する研究動向を把握すると同時に、筆者自身も上述のフランス諸都市へとフィールドを広げ、現地調査研究を展開していくことにある。

本稿は、平成26-29年度科学研究費補助金・基盤研究(C)(一般)「フランスの自治体間協力型広域行政組織における(直接/間接)民主主義改革の研究」(研究代表者:中田晋自)[JSPS 科研費26380178]による研究成果の一部である。

注

- 1) Tarso GENRO et Ubiratan De SOUZA, *Quand les habitants gèrent vraiment leur ville. Le Budget participatif: l'expérience de Porto Alegre au Brésil*, Editions Charles Léopold Mayer, 1998, p. 25. この1988年という年はブラジル連邦共和国において立憲民主主義体制を目指す新しい憲法が成立した年に当たっており、市議会議員選挙は、新憲法が10月5日に成立したのちに実施された。矢谷通朗編訳『ブラジル連邦共和国憲法—1988年—』(ジェトロ・アジア経済研究所、1991年)。
- 2) この取り組みについて熟議=参加デモクラシーの観点から研究したものととして、次の論文を参照。横田正顕「ローカル・ガヴァナンスとデモクラシーの『民主化』」(第2章)、小川有美編著『ポスト代表制の比較政治—熟議と参加のデモクラシー—』(早稲田大学出版部、2007年)。
- 3) 例えば、Yves CABANNES, « Les budgets participatifs en Amérique latine. De Porto Alegre à l'Amérique centrale, en passant par la zone andine : tendances, défis et limites », *Mouvements*, 2006 (n° 47-48), pp. 128-138. ブラジル国内のポルトアレグレ市以外の都市において参加型予算がどのように実施されているのかについてリサーチしたものととして、小池洋一「ブラジル・ペロオリゾンテ市の参加型予算—制限された市民参加と競争的統治—」、『立命館経済学』第59巻第6号、2011年、1343-1362頁があり、さらに日韓における住民参加型予算の実施状況についてリサーチしたものととしては、兼村高文・洪萬杓「住民参加型予算の現状と今後—日韓の事例を中心に—」、『自治総研』通巻405号、2012年7月号、1-25頁がある。
- 4) Yves SINTOMER, Carsten HERZBERG, et Giovanni ALLEGRETTI, en coll. avec Anja RÖCKE, *Les budgets participatifs dans le monde. Une étude transnationale*, Engagement Global, Serie Dialog Global n° 25, 2014, pp. 10-12.

- 5) バケ、レイ、サントメールは、世界の都市参加民主主義制度を比較分析するにあたり、「都市参加民主主義モデル」として、①「経営者」モデル、②「市民参加による近代化」モデル、③「近隣民主主義」モデル、④「エンパワーメント」モデル、⑤「参加民主主義」モデルの5つを提示し、参加型予算をその制度的具体化形態とする⑤のモデルに優位性を認めている。Marie-Hélène BACQUÉ, Henri REY et Yves SINTOMER, « Conclusion : La démocratie participative, modèle et enjeux », BACQUÉ, REY et SINTOMER (dir.), *Gestion de proximité et démocratie participative : Une perspective comparative*, La Découverte, 2005, pp. 293–299.
- 6) Yves SINTOMER, Carsten HERZBERG et Anja RÖCKE, *Les budgets participatifs en Europe : Des services publics au service du public*, La Découverte, 2008.
- 7) これは、当該地域圏議会が所管する公立高校（93校）向けの予算（1億1千ユーロ）の約9%にあたる1千ユーロの用途を、各校の構成員（生徒、教職員、生徒の親）が複数回の討議ののち、一人10票で投票をおこない最終決定する参加手続である。Yves SINTOMER, Anja RÖCKE et Julien TALPIN, « Démocratie participative ou démocratie de proximité ? Le budget participatif des lycées du Poitou-Charentes », *L'Homme et la société*, 2009 (n° 172–173), pp. 303–320. なお、サントメール、ロック、タルパンは、ロワイヤル議長が参加民主主義論者となったのは2002年のことであるとし、そのきっかけは同年4–5月の共和国大統領選挙と6月の国民議会選挙における社会党の連敗（下野）であるとしている。すなわち、これら2つの選挙に勝利して政権を獲得したシラク (Jacques Chirac) 大統領下のラファラン (Jean-Pierre Raffarin) 政府が「地方分権改革・第二幕 (Acte II)」を打ち出すなか、与党との政策の違いを強調する目的で「参加民主主義」を掲げたというのである。
- 8) *Ibid.*, 2008, pp. 122–125.
- 9) « Budget participatif dans les villes : un succès en demi-teinte », par Julia BLANCHETON, *Le figaro.fr*, le 28/08/2016.
<http://www.lefigaro.fr/conjoncture/2016/08/27/20002-20160827ARTFIG00011-budget-participatif-un-succes-en-demi-teinte.php>
- 10) Loi d'orientation du 6 février 1992 relative à l'administration territoriale de la République.
- 11) Loi du 27 février 2002 relative à la démocratie de proximité.
- 12) Thomas FRINAULT, *Le pouvoir territorialisé en France*, Presses Universitaires de Rennes, 2012, pp. 239–296.
- 13) レンヌ市の住区活動担当助役、地域民主主義担当助役、そして同じく地域民主主義担当職員に対してインタビューを実施（2016年8月30日にレンヌ

市役所にて)。

- 14) より正確には人口21万1,373人(2013年現在)。*Les collectivités locales en chiffres 2016* フランス政府地方自治体関係部局ポータルサイト
<http://www.collectivites-locales.gouv.fr/>
- 15) 「市町村」と訳される場合もあるが、日本のように市町村という制度上の区分はない(パリ・リヨン・マルセイユ三大都市の特別制度を除く)。2016年現在、フランス本土に35,756のコミューンがある(フランス内務省資料)。
- 16) レンヌ市の概要については、主として次のものを参照した。『日本大百科全書(ニッポニカ)』「レンヌ(Rennes)」[高橋伸夫]。
- 17) レンヌ市とその周辺コミューンを含む都市空間として発展を遂げ、1970年以降は後述のように「コミューン間協力型広域行政組織」という法制度上の枠組みを与えられた。
- 18) すなわち、自動車のシトロエン(Citroën)がすでに過密となっていたパリ首都圏を押し出され、1951年と58年の二度にわたって新規の工場をレンヌとその南郊の小コミューンに立地させたことが起点となったが、67年12月～69年10月の政府決定により、関連の国立の専門教育機関や研究機関が70年代前半に相次いで首都圏などから移転されたことが決定的な契機となり、レンヌがさらに電機・通信を軸にしたハイテク先端産業の一大集積地としてヨーロッパでも指折りの地位を占めるに至ったのである。この時期のレンヌ都市圏およびイレヴィレーヌ県の政治を「公的資金の水流に晒された地方の党派ネットワークは具体的にどのような形で衰退していくのか」という観点から検討したものとして、次の論考を参照。中山洋平「高度成長期フランスにおけるド・ゴール派一党支配の源泉とは？(1)～(3) —1960年代のイレヴィレーヌ県における地域開発とキリスト教民主主義勢力の分解—」『国家学会雑誌』東京大学大学院法学政治学研究科、(1)128巻9・10号、2015年10月、771-830頁、(2)128巻11・12号、2015年12月、973-1039頁、(3・完)129巻1・2号、2016年2月、56-122頁。
- 19) レンヌ都市圏は、フレヴィル市政下の1970年に初めてコミューン間協力型広域行政組織「レンヌ都市圏広域都市区」を設立したが(下表参照)、実はその設立も、これを国家官僚制に対する屈服であるとして反対するレンヌ市役所内の声をフレヴィル市長が抑え付け、強行した独善的政策であった(同前(3・完)、2016年2月、86-106頁)。

レンヌ都市圏におけるコミューン間協力型広域行政組織の変遷

期間	名称
1970-2000年	レンヌ都市圏広域都市区 District urbain de l'agglomération rennaise
2000-2014年	レンヌ・メトロポール都市圏共同体 Communauté d'agglomération Rennes Métropole
2015年1月以降	レンヌ・メトロポール Rennes Métropole

- 20) ドウラヴォは、1989年のコミューン議会選挙以来レンヌ市に隣接するサンジャックドウラランド (Saint-Jacques-de-la-Lande) 市の市長を務めていた。
- 21) 2014年コミューン議会選挙においてレンヌ市に成立したアペレ市政の下で進められている地域民主主義改革を検討の対象としている本稿にとって、1977年コミューン議会選挙以降の2つの左翼連合市政が地域民主主義政策をどのように位置づけていたのかは極めて重要な論点である。しかし、本稿における検討の対象とすることはできないことから、別稿において詳細に検討したい。
- 22) 2014年コミューン議会選挙の実施に際して、「コミューン議会・EPCI 共同体評議会・県議会の選挙制度」に関する2013年5月17日に関する二法が適用された。Loi n° 2013-403 du 17 mai 2013 relative à l'élection des conseillers départementaux, des conseillers municipaux et des conseillers communautaires, et modifiant le calendrier électoral et Loi organique n° 2013-402 du 17 mai 2013 relative à l'élection des conseillers municipaux, des conseillers communautaires et des conseillers départementaux. このとき適用された新しい選挙制度については、拙稿「フランスにおける自治体間協力型広域行政組織とその制度的発展—『民主主義の赤字』問題と民主主義改革—」、『愛知県立大学外国語学部紀要(地域研究・国際学編)』第47号、2015年3月を参照。
- 23) EPCI における今回の選挙制度改革については、上述のフランス首相府法律・行政情報局の資料サイトを参照。「Conseils communautaires : les règles de l'élection et la répartition des sièges entre communes」(le 10/01/2014)
- 24) 当該リストには、社会党のほかに、左翼急進党 (PRG)、共産党 (PC)、そしてブルターニュ民主連合 (L'Union démocratique bretonne) が参加していた。
- 25) 「レンヌ、創造と連帯」 *Rennes, Créative et Solidaire : Notre Projet pour Rennes*
<https://issuu.com/nappere/docs/le-projet>
- 26) 当該リストには、欧州エコロジー緑の党 (Europe Écologie Les Verts) のほか、左翼戦線 (le Front de Gauche) の2名のメンバーが参加していた。

- 27) 「都市を変革するのはあなた！」 *Changez la ville !*
<http://www.changezla ville.fr/>
- 28) *UN PROJET PARTAGÉ POUR RENNES : Accord programmatique entre les listes « Rennes, Créative et Solidaire » menée par Nathalie APPERE et « Changez La Ville » menée par Matthieu THEURIER et Valérie FAUCHEUX*
<http://www.changezla ville.fr/wp-content/uploads/accord.pdf>
- 29) *UN PROJET PARTAGÉ POUR RENNES*
- 30) Loi du 27 février 2002 relative à la démocratie de proximité. 同法により人口 8 万人以上のコミューンに設置が義務づけられたフランスの住区評議会制については、拙著『市民社会を鍛える政治の模索—フランスの「近隣民主主義」と住区評議会制—』（御茶の水書房、2015年1月）を参照。
- 31) レンヌ市の住区活動担当助役、地域民主主義担当助役、そして同じく地域民主主義担当職員へのインタビューによる（2016年8月30日にレンヌ市役所で実施）。
- 32) フランスのコミューンでは、市議会多数派のリーダーが市長（Maire）を務めるいわば「議院内閣制」をとっており、その選挙制度においては、第一党（候補者リスト）が過半数の議席を獲得できるような仕組みが導入されている（人口1,000名以上のコミューン）。すなわち、第一回投票において第一党（リスト）が過半数の得票率を取った場合はその第一党が、過半数に届かなかった場合は、得票率12.5%以上の党派（リスト）が第二回投票へ進んで決選投票をおこない、その結果第一位となった党派（リスト）がまず議席の半分を獲得した上で、残りの議席をこの第一党（リスト）を含めて比例配分することになっている。
- 33) 2008年選挙の際には緑の党のリスト「レンヌ 緑の党と連帯（Rennes verte et solidaire）」で立候補した。
- 34) *Charte rennaise de la démocratie locale*, votée en Conseil Municipal le 9 mars 2015.
<http://fabriquecitoyenne.rennes.fr/pages/la-charte-rennaise-de-la-democratie-locale>
- 35) « Rennes. Le budget participatif, « une petite révolution » », par Vincent JARNIGON, *Ouest France*, le 02/11/2015.
<http://www.ouest-france.fr/bretagne/rennes-35000/rennes-le-budget-participatif-une-petite-revolution-3812291>
- 36) そうした一連の手続に関する市のポータルサイトにもこの名称を付けている。
<http://fabriquecitoyenne.rennes.fr/>
- 37) *Charte rennaise de la démocratie locale*, pp. 5–6.
- 38) *Charte rennaise de la démocratie locale*, p. 6.

- 39) *Charte rennais de la démocratie locale*, pp. 7–16.
- 40) *Charte rennais de la démocratie locale*, pp. 19–21.
- 41) Loi du 21 février 2014 de programmation pour la ville et la cohésion urbaine.
- 42) Fabrique Citoyenne : Budget participatif #1
<http://fabriquecitoyenne.rennes.fr/project/budget-participatif-2016/presentation/presentation-de-la-demarche>
- 43) « Un premier budget participatif à Rennes », par Béatrice MADELINE (Rennes), *LE MONDE*, le 20/05/2016.
http://www.lemonde.fr/smart-cities/article/2016/05/20/un-premier-budget-participatif-a-rennes_4923201_4811534.html
- 44) SINTOMER, HERZBERG et RÖCKE, *op.cit.*, 2008, pp. 36–37.
- 45) *LE MONDE*, le 20/05/2016.
- 46) *LE MONDE*, le 20/05/2016.
- 47) « À Rennes, on a mis des chèvres dans les parcs pour tondre les jardins », par Julia BLANCHETON, *Le figaro.fr*, le 27/08/2016.
<http://www.lefigaro.fr/conjoncture/2016/08/27/20002-20160827ARTFIG00008-nathalie-appere-rennes-on-a-mis-des-chevres-dans-les-parcs-pour-tondre-les-jardins.php>
- 48) *Le figaro.fr*, le 27/08/2016.
- 49) レンヌ市の住区活動担当助役、地域民主主義担当助役、そして同じく地域民主主義担当職員に対するインタビューより（2016年8月30日にレンヌ市役所にて実施）。